

## 第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案の構成について

## 現 行 の 計 画

## 第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(平成 30 年度～令和 4 年度)

- 第 1 章 計画の基本事項
- 1 計画策定の趣旨
  - 2 計画の位置付け
  - 3 計画の期間
  - 4 計画の策定方法
- 第 2 章 地域福祉の課題
- 第 3 章 地域福祉の基本方針
- 1 地域福祉の理念
  - 2 基本目標
  - 3 施策体系
- 第 4 章 5 年間の推進施策
- 1 基本目標 1 すべての世代に福祉の心を広げる
    - 施策 1-1 福祉の心を育む学習機会の充実
    - 施策 1-2 市民同士のふれ合う機会の拡充
    - 施策 1-3 市民への情報発信の充実
  - 2 基本目標 2 多様な担い手が活躍する仕組みづくり
    - 施策 2-1 幅広い地域福祉の担い手の育成
    - 施策 2-2 担い手が活躍する機会の充実
  - 3 基本目標 3 みんなが主役になる地域福祉の推進
    - 施策 3-1 協働による地域福祉活動の推進
    - 施策 3-2 市民活動を支援する仕組みの推進
    - 施策 3-3 みんなでつくる人権尊重社会の推進
  - 4 基本目標 4 一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり
    - 施策 4-1 支援を必要とする人を見守る活動の推進
    - 施策 4-2 暮らしを支えるサービス・活動の充実
    - 施策 4-3 安全な暮らしを守る地域環境の形成
  - 5 基本目標 5 公民協働の地域福祉推進体制の強化
    - 施策 5-1 地域福祉推進体制の構築
    - 施策 5-2 地域福祉活動の拠点・組織の充実
    - 施策 5-3 幅広い生活課題への公民協働の推進
- 第 5 章 計画の推進
- 1 平成 30 年度から重点的に取り組む事業
  - 2 主体性と協働による計画推進
  - 3 PDCA サイクルに基づく計画推進

## 新 し い 計 画

## 第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(令和 5 年度～令和 9 年度)

- 第 1 章 計画の基本事項
- 1 計画策定の趣旨
  - 2 計画の位置付け ※「北本市子どもの権利に関する条例」を記載
  - 3 計画期間
  - 4 計画の策定方法
- 第 2 章 **本市の現状と**地域福祉の課題
- 1 **本市の現状**
  - 2 **第二次計画の施策の進捗状況**
  - 3 **地域福祉に係る国や県の施策の動向**
  - 4 **今後の地域福祉の推進における課題**
- 第 3 章 地域福祉の基本方針
- 1 地域福祉の理念
  - 2 基本目標
  - 3 **SDGs との関連性**
  - 4 施策体系
- 第 4 章 **施策の展開**
- 1 基本目標 1 すべての世代に福祉の心を広げる**意識づくり**
    - 施策 1-1 福祉の心を育む学習機会の充実
    - 施策 1-2 市民同士のふれ合う機会の拡充
    - 施策 1-3 市民への情報発信の充実
  - 2 **基本目標 2 地域の福祉を支える担い手づくり**
    - 施策 2-1 幅広い地域福祉の担い手の育成・**確保**
    - 施策 2-2 担い手が活躍する機会の充実
  - 3 **基本目標 3 支援につなぐ仕組みづくり**
    - 施策 3-1 **包括的な相談支援体制の充実**
    - 施策 3-2 **暮らしを支えるサービス・活動の充実**
    - 施策 3-3 **配慮が必要な人への支援の充実**
    - 施策 3-4 **成年後見制度の利用促進**  
(成年後見制度利用促進基本計画)
  - 4 基本目標 4 一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり
    - 施策 4-1 支援を必要とする人を見守る活動の推進
    - 施策 4-2 安全な暮らしを守る地域環境の形成
  - 5 基本目標 5 公民協働による**地域福祉を推進する体制づくり**
    - 施策 5-1 **重層的な地域福祉ネットワークの構築**  
(重層的支援体制整備事業実施計画)
    - 施策 5-2 地域福祉活動の拠点・組織の充実
- 第 5 章 計画の推進
- 1 **令和 5 年度**から重点的に取り組む事業
  - 2 主体性と協働による計画推進
  - 3 PDCA サイクルに基づく計画推進